

第 6 章

在宅医療と 介護連携の推進

～医療～

1 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

(1) 包括的、継続的な連携支援体制の整備

医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とするためには、在宅医療と介護を一体的かつ切れ目なく提供していくことが必要となります。

在宅医療と介護の一体的な提供の実現に向けて、医療機関と介護事業所の関係者をつなぎ、医療・介護関係者の資質の向上や相互理解を深め、連携に必要な機会の確保を図ります。

《推進体制》

ア 在宅医療・介護連携推進協議会

多職種協働による在宅医療・介護連携支援体制を整備し、地域での包括的かつ継続的な在宅医療・介護の進展に資する仕組みを構築します。

イ 実務者部会

医療・介護現場における課題の抽出や専門職の資質向上のための取組、医療・介護関係者等の連携による総合的な活動など、多職種によるサービスの充実・強化を検討します。

(2) 在宅医療の充実

高齢期になると、加齢に伴う心身機能の衰えから、日常生活において医療や介護が必要になるだけでなく、容態が急変することで入院となり、退院後に在宅医療や介護が必要になる場合もあります。また、在宅療養中に容態が急変することで、看取りに至ることも想定されます。高齢者が住み慣れた地域で最期まで生活することができるように、こうした医療と介護の連携が必要となる場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症発生時や災害時対応等）で質の高いサービスが一体的に提供できるよう連携体制の強化を図ります。

このほか、在宅療養を支える医療サービスや介護サービスが市内どの地域でも適切に受けられるように、高梁医師会をはじめ市内医療機関と介護事業所等の協力を得て、体制の整備に努めます。併せて、緊急時や看取りに対応するため、24時間体制の構築に向けた役割分担等についても関係機関と検討します。

また、医療や介護サービスについて、市広報紙、ホームページやシンポジウムの開催等によって、広く地域住民の理解を促進します。

(3) 多職種連携の推進

医療と介護は、それぞれを支える制度が異なり、多職種間の相互理解や情報共有が十分にできにくいなどの課題があります。このため、多職種連携研修会等を通じて、医療関係者と介護関係者がお互いの業務の現状、専門性や役割を理解する「顔の見える関係づくり」を構築し、抱えている問題・課題を職種や機関の枠を超えて共有し、協働意識の向上と結びつきの強化を図ります。

また、医療・介護の実務者同士が業務の効率化を図るとともに、連携を強化することで切れ目のない医療・介護サービスの提供体制を構築することを目指し、ICTを有効に活用した情報連携を推進します。

(4) 人生会議の普及

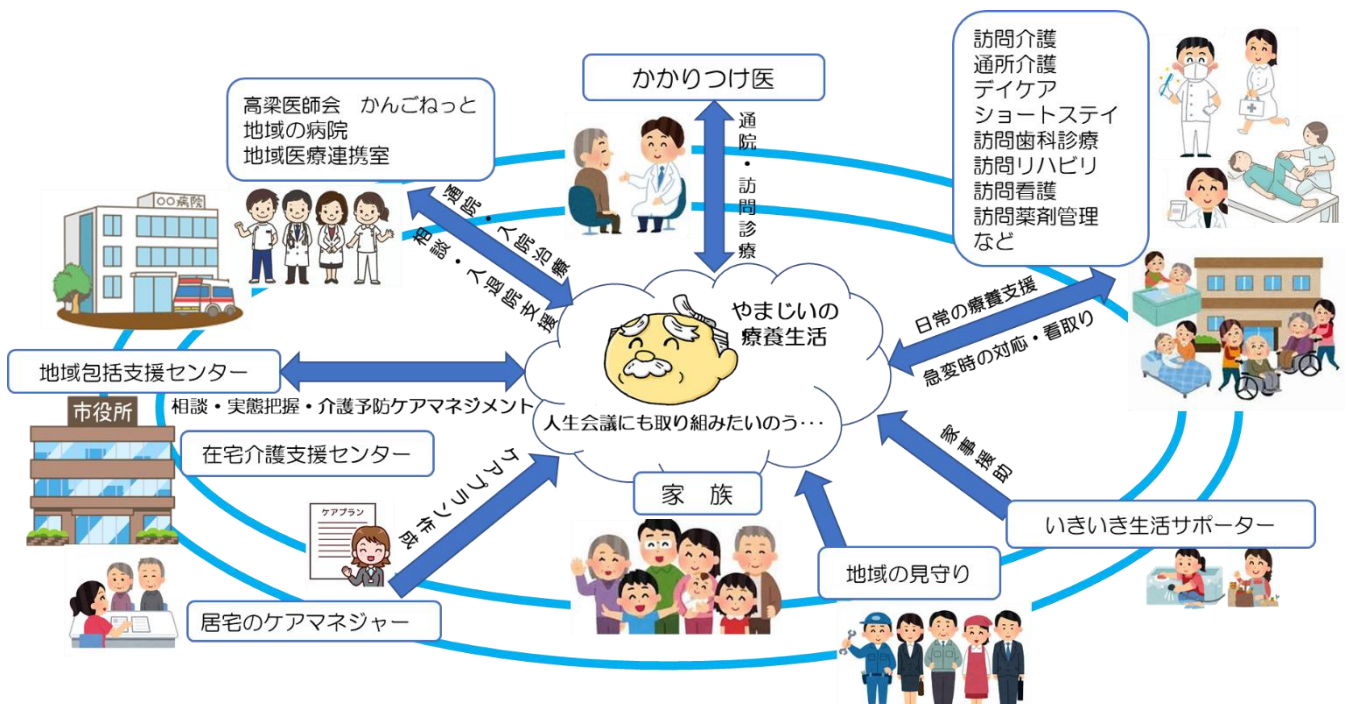
人生会議とは、その人が大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自ら考え、また、その人の信頼する人たちと話し合うことを言います。

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があり、命の危険が迫った状態になると約70%の方が、これからの医療やケアなどについて自分で決めたり、人に伝えたりすることができなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い共有することが重要です。

そのために、今後の治療や療養について本人・家族と医療・介護関係者があらかじめ話し合う自発的なプロセスである人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）について普及と啓発を図ります。

【図】 高梁市の在宅生活を支える連携イメージ



2 医療従事者の育成と確保

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、日々の生活を支援する医療専門職の充足が喫緊の課題となっています。しかし、働く世代の人口減少は大きく、慢性的に専門職の確保が困難な状況です。このため、高梁医師会、医療機関、教育機関等と連携して、児童、生徒、学生に向けて地域医療の魅力のPRや、市独自の奨学金制度等医療従事者の養成支援等に取り組み、医療従事者の人材確保に努めます。

また、在宅医療においては、多職種協働によるチーム医療で患者と家族の医療・介護ニーズに沿った質の高いサービスを提供する必要があります。専門職としての資質の向上を目的としたスキルアップ研修会や、他の職種への理解を深める多職種連携研修会を開催するとともに、業務の効率化や多職種間の連携を図るICTの利活用によって、専門職が能力や意欲を最大限発揮できる体制づくりを支援します。

・医療人材奨学金事業

将来、医師や看護師等として市内の医療機関等に従事する意思のある学生に対し、修学に必要な資金を貸し付けることにより、本市の医療従事者と地域医療の確保を図ります。

・介護医療人材確保等対策支援事業（医療）

市内医療機関が実施する看護職等の確保（新規養成、定着促進、復職支援）や業務効率化等に関する取組を支援することにより、市内で働く看護職等の確保や働きやすい環境が整備され、人材の定着と医療サービスの質の向上を図ります。

【表】市内医療機関等実就業者数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護師等奨学金貸付者等の市内就職数（累計）	18	21	23	25	26	28

※令和3年度、令和4年度は実績値。令和5年度は見込値。令和6年度から8年度は目標値